

第5章 女性活躍推進計画の基本目標と基本施策等



基本目標1 働く場における女性活躍※¹の推進

(1) 働く場における女性活躍の推進

既に働いている女性だけでなく、今後、就労を希望するすべての女性が、自らの希望に沿った就業及び職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、取組の推進を図ります。

① 均等な機会と待遇の確保（再掲）

【労働関係法令や制度に関する情報提供】

事業者向け研修会や学習会の機会を捉え、男女雇用機会均等法、労働関係法、ハラスメント※²防止、育児・介護休業法等の趣旨や内容の周知と普及を図ります。

- ワーク・ライフ・バランス※³セミナー等を通じた啓発（商工労働政策課）

【働く人のための相談・情報提供機能の充実】

産業就労コーディネーターと移動労働相談を活用したオーダーメイドでの相談・情報提供機能の充実を図るとともに、ニーズに合った情報収集のため、市内の経済団体や企業等との連携を図ります。

- 移動労働相談による個別支援の充実（商工労働政策課）
- 働く女性向け情報収集機能の充実（商工労働政策課）

② 働きやすい職場環境づくり（再掲）

【働きやすい職場環境づくりへの支援】

家庭での子育て、介護、家事及び地域社会への貢献と仕事との両立ができ、やりがいや充実感を持って働き続けられるよう、誰もが働きやすい職場環境の整備を促進します。

- 企業内人権啓発の推進と研修会の開催（商工労働政策課）
- 労働者福祉団体における取組の促進（商工労働政策課）
- 経済団体等と連携した企業への啓発（商工労働政策課）
- ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催、セミナーを通じた啓発の実施（商工労働政策課）
- 育児休業・育児休暇・介護休暇等の取得促進（商工労働政策課）
- ダイバーシティ※⁴に関する啓発の実施（商工労働政策課）

※¹ 用語集 p. 68 参照

※² 用語集 p. 69 参照

※³ 用語集 p. 68 参照

※⁴ 用語集 p. 69 参照

【企業への積極的な働きかけの推進】

中小企業に対して一般事業主行動計画の策定を促進します。また、企業向けに実施しているワーク・ライフ・バランス※¹セミナーを通じて働きやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。

- 中小企業の次世代育成支援行動計画の策定促進（商工労働政策課）
- ワーク・ライフ・バランスセミナーを通じた啓発の実施（商工労働政策課）

【市内事業所の計画的な女性活躍※²推進の取組の後押しと支援】

公共入札制度（総合評価方式）において女性活躍の取組を評価し、企業における女性活躍推進のインセンティブ※³を付与します。

- 公共入札制度における女性活躍の取組評価（契約検査課）

③ 女性のエンパワーメント※⁴の促進（再掲）

【男女共同参画を促進するリーダーの育成】

多様化する地域の課題やニーズに対応するため、様々な分野において活躍できる女性人材を育成します。また、ロールモデル※⁵を発掘し、情報の発信に取り組みます。

- ロールモデルの発掘と発信（人権・男女共同参画課）
- 各分野における女性リーダーの育成（人権・男女共同参画課）
- まちづくり活動等への女性の参画支援（人権・男女共同参画課）

【女性のエンパワーメントにつながる講座等の実施】

女性が夢や希望を持ち、本来持っている力を発揮できるように、エンパワーメントにつながる講座を企画します。

- 女性のエンパワーメントにつながる講座の企画運営（男女共同参画センター）

④ 就職・再就職への支援

【求職者ニーズに応じた就職支援】

求職者が希望する働き方を選択できるように、個々のニーズに応じたきめ細かな就労支援を進めます。

- 年齢を問わず就労希望者を対象とした就職面接会の開催（商工労働政策課）
- 移動労働相談における就労相談の実施（商工労働政策課）
- 労働局やハローワーク等と連携した就職支援（商工労働政策課）

※1 用語集 p. 68 参照

※2 用語集 p. 68 参照

※3 用語集 p. 68 参照

※4 用語集 p. 68 参照

※5 用語集 p. 69 参照

【妊娠・出産・子育て後の母親への就労支援】

ライフイベントに合わせて希望する働き方ができるよう、市内の経済団体や企業等と連携し、育児等を終えた女性への就労支援を行います。

- 女性のキャリア維持・形成応援事業の検討（商工労働政策課）
- 講座や交流機会の提供（人権・男女共同参画課）
- 移動労働相談における就労相談の実施（商工労働政策課）
- 労働局やハローワーク等と連携した就職支援（商工労働政策課）

⑤ 女性の起業促進

【女性起業家の育成支援】

女性の起業準備段階における創業支援から起業後における支援までを一体的に行い、女性の起業創業の活性化を図ります。

- 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に基づく取組推進（商工労働政策課）
- 地域ビジネス支援室による専門的、継続的な支援の充実（商工労働政策課）
- 女性起業家のネットワークづくり（商工労働政策課）
- 女性の起業支援の拠点づくり（商工労働政策課）

⑥ ライフ&キャリア教育^{※1}の充実（再掲）

【多様で主体的な選択を促す進路指導の推進】

生徒の多様で主体的な進路選択を尊重し、固定的性別役割分担意識^{※2}に捉われない進路指導を行います。

- 固定的性別役割分担意識に捉われない進路指導（学校教育課）

【キャリア教育・職業教育の機会の提供】

職業体験やセミナーの開催等を通じ、主体的な職業選択やキャリア形成、働き方を考える機会を提供します。

- キャリア教育・職業教育の体系的充実（学校教育課）
- 学生向けキャリア形成セミナーの実施（人権・男女共同参画課）

※1 用語集 p.68 参照

※2 用語集 p.68 参照

⑦ 多様な働き方の推進（再掲）

【多様な働き方の促進】

テレワーク※¹等の多様な働き方について、企業へその取組方法等の情報提供を行い、多様な働き方ができるよう支援を行うとともに、長時間労働の是正等を通じて、ワーク・ライフ・バランス※²の充実が図られるよう、働きかけを行います。

- テレワークの活用等、多様な働き方の啓発、促進（商工労働政策課）
- 長時間労働の削減の推進（商工労働政策課）

【市役所における率先実行】

市役所内において、長時間労働の是正や有給休暇等の取得促進をはじめとした働き方改革を推進するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

- 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進（人事課）
- イクボス※³宣言・研修の実施（人事課、人権・男女共同参画課）
- 男性職員の育児休業取得促進（人事課）

⑧ 子育て・介護支援の充実（再掲）

【子育てに関する相談支援、情報提供体制の充実】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供により子育ての不安や負担の軽減を図ります。また、子育てに関する情報をアプリケーションにより情報提供し、市民の情報把握の利便性を図ります。

- 乳児家庭全戸訪問事業の推進、進捗管理（子育て総合支援センター）
- 子育てアプリの運営管理（子育て政策課、子育て総合支援センター）
- 子育て相談支援専門員の配置（子育て総合支援センター）

【多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実】

就労形態の多様化等による子育て支援ニーズに対応するため、延長保育や保育士確保等の子育て支援サービスの充実を推進します。

- 民間保育施設における保育の質の確保・向上に対する助成（保育幼稚園課）
- 保育園等延長保育の推進（幼保支援課）
- 幼稚園・認定こども園での在園児預かり保育の推進（幼保支援課）
- ファミリーサポートセンター運営事業の推進（子育て政策課）
- 市立幼稚園・保育園を中心とした子育て支援サービスの充実（幼保支援課）

※¹ 用語集 p. 69 参照

※² 用語集 p. 68 参照

※³ 用語集 p. 68 参照

【児童クラブの量の確保と質の向上】

保護者の労働等により昼間に家庭で保育を受けることが困難な小学生が放課後を安心・安全に過ごすことができるよう、また、その健全な育成に資するため、児童クラブの拡充及び質の向上を図ります。

- 狭あい化解消のための小学校余裕教室や空き家等賃借物件の活用（児童クラブ課）
- 民間児童クラブの参入促進（児童クラブ課）

【各種医療費の助成】

0歳から就学前の乳幼児に対して、医療費自己負担分の助成を行います。また、小学校児童すべての入院及び通院に係る医療費の自己負担分の一部助成を行います。

- 未就学児の医療費自己負担額の全額助成（保険年金課）
- 小学生の入院・通院に係る医療費の助成（保険年金課）

【地域の子育てサポート体制の充実】

子育てを支援するネットワークを充実し、地域で支え合う環境をつくります。

- 各地域の子育て関係施設や子育て支援団体等との事業の推進（子育て総合支援センター）
- 地域子育て支援拠点施設担当者会議、ネットワーク会議の開催（子育て総合支援センター）
- 各エリア事業の積極的な周知や側面的な支援（子育て総合支援センター）
- 保育園における子育て支援事業（幼保支援課）

【市役所における託児サービスの提供促進】

子育て中の市民が子ども連れで講座や会議に参画できるよう、男女共同参画センターを託児室として活用するなどの支援を行います。

- 男女共同参画センター多目的室の託児室としての活用促進（人権・男女共同参画課）
- 託児サービス付き講座開催の推進（男女共同参画センター）
- 子ども同伴での講座や会議への参画の促進（全所属）

【介護予防及び支援の推進】

仕事と介護の両立の負担を軽減するために介護予防の取組を充実するとともに、地域密着型サービスや介護保険施設の整備を推進します。

- 介護予防の普及啓発（長寿政策課）
- 住民主体による介護予防活動の支援（長寿政策課）
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス、介護保険施設の整備（事業所・施設整備室）

⑨ 男性の家事・育児・介護への参画の推進（再掲）

【男性の家事・育児・介護への参画の推進】

男性の家事・育児・介護への参画の推進を図るため、各種講座の実施や啓発を行います。

- 男性向け家事・育児・介護の各種講座の実施（人権・男女共同参画課）
- ミールキット等の時短商品や家事代行業のモニター事業による情報発信（おとう飯事業関連）
（人権・男女共同参画課）
- 男性の家事・育児参画の啓発（男女共同参画センター）
- 親子・家族の交流、学習、体験事業の実施（子育て総合支援センター）
- 児童館連携事業の推進（児童館との連携による父子の子育てセミナー等の実施）
（子育て政策課、人権・男女共同参画課）
- 初めてのパパママ教室（健康推進課）
- 公民館での男性向け家事・育児・介護の各種講座の開催（生涯学習課）
- 男性介護者への参画推進（長寿政策課）

⑩ 様々な分野における女性の活躍推進

【専門分野における女性活躍^{※1}の推進】

農業、スポーツ、建設分野等の専門分野において、業界や関係機関・事業者等と連携し、その担い手や指導者等、女性活躍が進むよう働きかけます。

- 関係団体に対する働きかけ、啓発（各関係課）

【男女共同参画推進団体活動への男性の参画促進】（再掲）

男性の男女共同参画に関する取組を活性化し意識改革を推進していくため、男女共同参画に取り組む男性団体の育成支援を行います。

- 男女共同参画に取り組む男性団体の育成支援（人権・男女共同参画課）

※1 用語集 p.68 参照

●数値目標

項目	実績 【R2年度 (2020年度)】	目標 【R8年度(2026年度)】	
※女性の有業率(30歳~34歳) (就業構造基本調査)	79.1% 【H29年(2017年)】	80% 【R4年 (2022年)】	※ R5年度(2023年 度)において、 R9年(2027年) を目指した目標 数値(暫定)を 別途定めること とします。
※女性の有業率(35歳~39歳) (就業構造基本調査)	78.5% 【H29年(2017年)】	80% 【R4年 (2022年)】	
※女性の正規雇用率 (家族従業員や自営業を除く。) (35歳~44歳)(就業構造基本調査)	39.4% 【H29年(2017年)】	50% 【R4年 (2022年)】	
滋賀県女性活躍推進認証企業数(大津市分) (県男女共同参画計画による)	36社	60社	

※ 就業構造基本調査(5年ごとに実施)を用いる項目は、R4年(2022年)の目標数値を設定していますが、R5年度(2023年度)に公表される同調査結果を踏まえ、R9年(2027年)において、別途目指す目標数値(暫定)を定めることとします。

